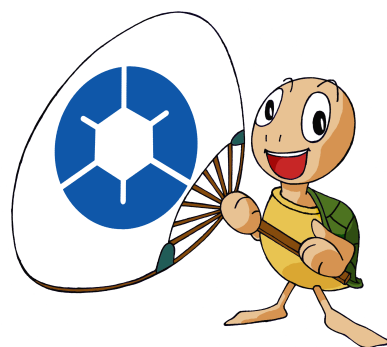


丸亀市健康増進計画

「健やか まるがめ21」後期計画



V 計画の推進

1. 計画の推進

計画の推進には、多くの市民が計画を理解し自ら目標に向かって楽しく参加すること、また行政としてこの計画をいかに推進していくかが重要となります。

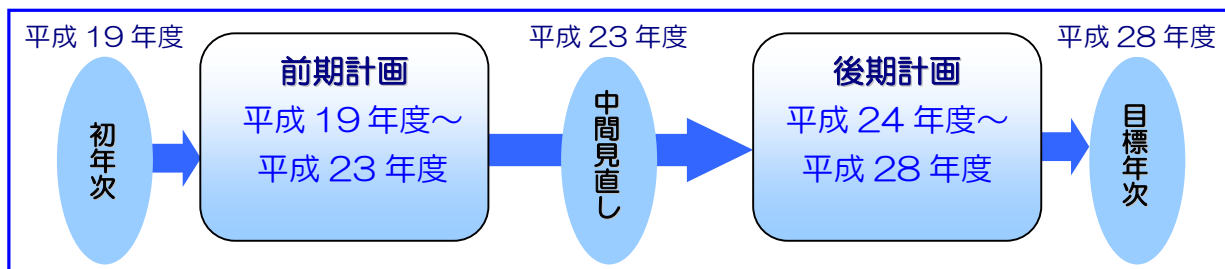
そのために、まず計画について広報やホームページなどへの掲載、ダイジェスト版の配布等によって市民に周知します。

次に、計画の目標達成に向けては行政のみで取り組むのではなく、市民の意見を反映させ、地域や関係機関・団体と協働して本計画の推進にあたります。また行政で実施している様々な施策については、関係する各課との連携を強め、効果的な施策が行えるよう努めてまいります。そしてこの計画の推進を通して、健康づくりの活動が市内全域に波及するようにしていきます。

また「みんないきいき わがまち丸亀」を実現するためには、市内における取り組みとともに広域的な取り組みも重要であり、近隣市町との情報交換に努めるとともに、国、香川県に対して支援・情報提供を求めるなど、より一層の連携を図っていきます。

2. 計画の期間

この計画は、平成 28 年度を最終目標年次とし、平成 23 年度をそこに至る中間段階として位置付け、平成 24 年度から平成 28 年度までの5年間を後期計画の推進期間とします。



3. 計画の評価

本計画で掲げた平成 28 年度の目標達成をめざし、計画の進捗状況を継続的に評価し、見直しを行いながら推進していくために、進行管理の仕組みを構築します。

また平成 28 年度には最終評価を行い、その後の健康づくり事業の推進に反映させていきます。

○取り組み状況の評価

関係団体や行政による各種施策・事業の取り組み状況について毎年調査し、数値目標につながっているかを評価します。

○進行管理

健康増進計画推進会議や市民会議に対し、目標の達成度や活動の成果、その他定期的に把握できる指標（各種健康診査結果）等を報告し、PDCAサイクルにより評価を行い、広報紙や市のホームページ等で公表いたします。



4. 推進体制

計画を進めるために、「健康増進計画推進会議」「健康増進計画市民会議」を設置します。

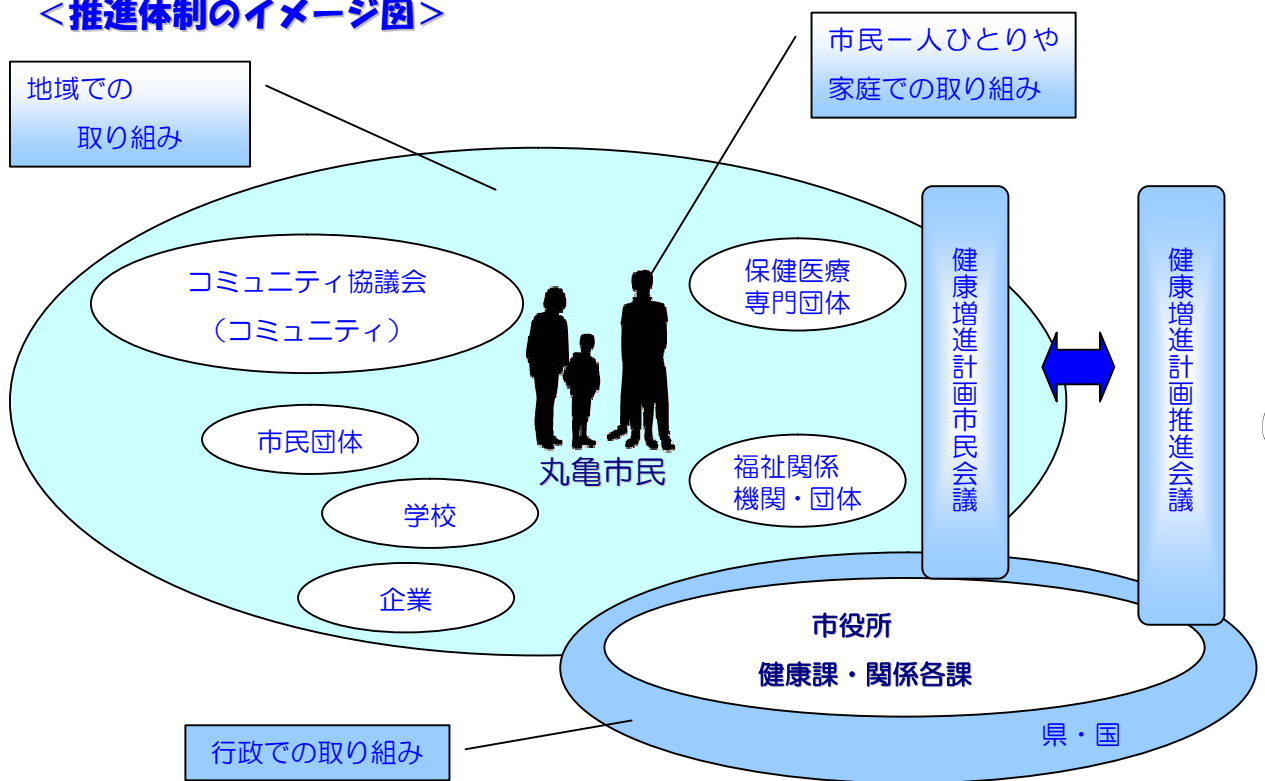
■健康増進計画推進会議

本計画についての進行状況を把握し、必要に応じて適切な助言を行います。

■健康増進計画市民会議

団体の立場や市民の代表として、健康づくり実施計画を進めるための意見交換を行います。

< 推進体制のイメージ図 >



市民団体

- 婦人団体連絡協議会（婦人会）
- 食生活改善推進協議会（食改）
- 生活研究グループ
- OPTA 連絡協議会（PTA）
- 老人クラブ連合会（老人クラブ）
- 母子愛育班連絡協議会（愛育班）
- 体育協会・スポーツ少年団
- 非営利団体 等

学校

- 幼稚園・保育所
- 小学校
- 中学校

保健医療専門団体

- 医師会
- 歯科医師会
- 薬剤師会

企業

- 商工会議所
- 会社・事業所

福祉関係機関・団体

- 社会福祉協議会
- 民生委員児童委員
- 福祉協力員
- ボランティア協議会
- シルバー人材センター 等

- I
- II
- III
- IV
- V
- VI
- VII

